

## 第36回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年6月25日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

## 5 議 事

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告                                     |
| 日程第 2  |         | 開会   |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                                 |
| 日程第 4  |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 5  |         | 会務報告                                       |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                               |
| 日程第 8  | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 9  | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について            |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                          |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について                 |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について                       |
| 日程第 14 |         | 次回総会日程（予定）について                             |

事務局 長

第36回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

天候が心配されている中、牧草の収穫作業をされ、一番忙しい中、また、新型コロナウイルス感染の非常事態宣言が解除になり、色々なことが緩和されましたが、まだまだ安心できない中での今期最後の総会ということで、委員皆様にご出席いただきまして大変ありがとうございます。また今総会におきましても前回同様に時間短縮を図り、なるべく早く終了したいと考えておりますので、委員皆様のご協力とご理解をいただきたいと思っております。

本総会は報告が1件、附議案件が7件と大変多くなっていますけれども、よろしくご審議をいただいて開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川俊明委員、6番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出2件の調整報告であります、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和2年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇日に農地部会により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に整理番号2は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より令和2年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は浜中東〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇日に農地部会により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います、本案については、整理番号1で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)



に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委2-4号の願い出人は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は浜中東〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、農地部会により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、施設が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委2-5号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、機械庫の建設に係る現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、阿部委員、新井委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、既に施設が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委2-6号の願い出人は、渡散布〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は渡散布〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、阿部委員、新井委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが詳細につきましては、長島主事の方から説明させていただきますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
まず、浜農委2-3号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委2-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委２－５号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委２－６号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委２－３号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委２－３号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委２－４号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委２－４号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委２－５号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委２－５号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委２－６号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委２－６号は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定2件、合計3件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号2は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号3は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えたいと思います。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1について、3番白川英之委員、お願いします。

白川英之委員

〇〇〇〇さんは継続して全農地を有効に使っていることから、許可することに問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号2について、6番百々委員お願いします。

百々委員

今回借りられる土地は〇〇〇〇〇〇〇の敷地と隣接しており、作業効率も良く、周辺の農地についても影響がないと思われれます。牧草収穫等もコントラ事業を有効に活用しており、適正に草地管理されると見込まれますので、許可することに問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。  
次に、整理番号3について、2番嵯峨委員お願いします。

嵯峨委員

〇〇さんは平成〇〇年に現在地に新規就農され、その後精力的に酪農経営を行っております。また、現在は〇〇〇〇〇の〇〇として地域の酪農家を牽引する役割も担っております。機械・施設整備等も充実しておりますので、今後も有効的に農地を活用できるものと考えます。また、近年は頭数の増加により、粗飼料不足の問題もありましたが、今回の契約によりそれらも解消され、より安定した酪農経営が行われるものと思われまますので、許可することに問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。  
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので先に整理番号1、2の審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号3の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号3について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は3件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎の建設と既存牛舎の増築をするもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、阿部委員、新井委員により、〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号2の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに農業用機械庫を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、阿部委員、新井委員により、〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号3の申請者は、茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、新たに雇う従業員の住宅を建設するもので、申請地以外に建設できる場所がないため、関係農地〇筆、面積〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、阿部委員、新井委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」とされております。

本案は農地保有合理化事業による売渡2件、所有権移転2件、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借5件、合計9件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の所有権を移転する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転、

次に整理番号2の所有権を移転する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号3の所有権を移転する者は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は浜中東〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転、

次に整理番号4の所有権を移転する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号5から9は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、

整理番号5の対象地は、浜中基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6の対象地は、厚陽〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号7の対象地は、厚陽〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号8の対象地は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号9の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号4～9で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので先に整理番号1～3の審議を行いたいと思います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号4～9の質疑を行います。○番○○○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、整理番号4～9について質疑を行います。

まず、整理番号4について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号4から9を順に採決いたします。お諮りします。 整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては1件の買入協議でございますが、

整理番号1は、浜中町茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和2年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和2年6月22日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、従業員住宅の建設と農家住宅建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長

次回総会日程につきましては、改選後初の総会となるため、町長からの招集となります。町長と連絡を取りまして、今のところ7月20日で調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より次回総会日程について報告がありました。

この件につきましては、私たちには決定権はありませんが、町長との調整で7月20日に予定しているとのことですので、よろしくお願いいたします。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第36回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

さて、私事で大変恐縮に存じますが皆様とこのような形でお会いするのはこれで最後になるのかなと思っております。委員、会長職務代理、会長ということで合わせて24年間、皆様方、先輩、それに局長を始めとする職員の皆様には言葉では言い表せないほどご指導やご協力をいただきました。改めてお礼と感謝を申し上げます。

また、今期で退任されます白川俊明委員、村越委員、堀金委員におかれましても色々と浜中町酪農発展のため、ご尽力いただき大変ありがとうございました。今後はそれぞれの立場での経験を活かし、ご活躍とご健勝を期待したいと思います。

また、引き続きご活躍される委員の皆様、職員の皆様におかれましては、今後も担い手対策、農地の集約等、引き続き耕作放棄地が今後もないような形で浜中酪農発展のためのご活躍に期待したいと思います。大変言葉足らずで誠に申し訳ありませんでしたが、これで退任にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

大変長い間ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

5番 白川 俊明

浜中町農業委員会

6番 百々 栄二

## 農地法第3条調査書

調査日：令和2年6月22日

第36回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号1 (贈与)

譲渡人	〇〇〇 〇〇〇	譲受人	〇〇〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和2年6月22日

第36回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	○○ ○	借受人	○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：令和2年6月22日

第36回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

貸付人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	借受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○ ○○○○○○○○○	移転をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○ ○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○	移転をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号4 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○○○○○○○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号7 (賃借権設定)

設定を受ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号8 (賃借権設定)

設定を受ける者	○○○○ ○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第36回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号9 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	